

第 8 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和8年3月12日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和8年3月12日（木曜日）

午前9時57分開議

午前11時49分閉会

本日の会議に付した事件

議案第46号 令和8年度熊本県一般会計予算

議案第50号 令和8年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第54号 令和8年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第88号 熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第99号 権利の放棄について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年度教育警察常任委員会における取組の成果について

出席委員(7人)

委員長 竹崎和虎

副委員長 坂梨剛昭

委員 溝口幸治

委員 緒方勇二

委員 前田憲秀

委員 杉 篤ミカ

委員 星野愛斗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 越猪浩樹

教育理事 木山晋介

教育総務局長 加藤栄一

総括審議員

兼県立学校教育局長 重岡忠希

市町村教育局長 藤岡寛成

首席審議員

兼教育政策課長 岸良優太

学校人事課長 清塘文夫

文化課長 永田清道

施設課長 河野秀明

高校教育課長 横川修

高校教育課政策監

兼高校魅力化推進室長 永田健吾

特別支援教育課長 西坂紀彦

学校安全・安心推進課長 大塚一幸

体育保健課長 濱本昌宏

義務教育課長 梅本和高

首席審議員

兼社会教育課長 福永公彦

人権同和教育課長 角田賢治

警察本部

本部長 佐藤昭一

警務部長 渡邊一郎

生活安全部長 松見恵一郎

刑事部長 江藤真吾

交通部長 合瀬勝彦

警備部長 長 尾 義 久
首席監察官 大 島 誠 吾
参事官兼総務課長 東 勘太郎
参事官兼警務課長 水 島 護

参事官

兼生活安全企画課長 福 岡 淳 一
参事官兼刑事企画課長 益 田 栄 世

参事官

兼組織犯罪対策課長 平 木 強 史
参事官兼交通企画課長 山 浦 隆 之

参事官

（運転免許センター長） 東 田 智 裕
参事官兼警備第一課長 川 上 史 泰

理事官兼会計課長 石 阪 重 徳
理事官兼生活環境課長 馬 場 泰 臣
理事官兼交通規制課長 大 薮 浩

事務局職員出席者

議事課主幹 楨 原 俊 郎
政務調査課主幹 坂 口 秀 樹

午前9時57分開議

○竹崎和虎委員長 ただいまから第8回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

本日は、審査を効率的に行うため、教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部からの説明は、着座のまま簡潔をお願いします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

越猪教育長。

○越猪教育長 おはようございます。

竹崎委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間、教育行政全般にわたりまして熱心に御指導と御助言をいただき、誠にありがとうございました。

議案の説明に先立ちまして、去る2月28日に、高校の教諭が盗撮の容疑で逮捕されるという事案が発生いたしました。早急に事実関係を確認した上で、厳正に対処してまいります。

県民の皆様の信頼を大きく損ねるこのような事案が発生したことを、教育長として極めて深刻に受け止めております。関係者、そして県民の皆様に対しまして、深くおわび申し上げます。

それでは、本議会に提出しております教育委員会関係の後議議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和8年度当初予算についてです。

一般会計及び特別会計合わせまして、教育委員会総額で1,460億6,061万円余をお願いしております。

令和8年度 of 取組について御説明します。

教育委員会では、くまもと新時代共創基本方針及びくまもと新時代教育大綱の基本理念や基本的方向性等を踏まえた取組を推進します。

熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨からの創造的復興のため、被災文化財復旧の推進に取り組むとともに、災害対応力強化のための派遣職員への研修充実や熊本の将来を担う国際的な人材育成及び文化財復旧への理解醸成を目的とした講演会の開催など、熊本地震10年の節目の取組を実施してまいります。

また、次世代の人材育成のため、児童生徒の読み解く力の向上に向けた取組をはじめ、グローバル人材の育成に向けた教職員等の台湾派遣及び国際バカロレア認定校への外国人講師の確保、育成や長寿命化プランに基づく県立学校の施設整備の推進など、次世代の人材を育てる魅力的な学校づくりに取り組んでまいります。

さらに、国際大会で活躍する次世代トップアスリートの発掘、育成、強化や県立美術館

開館50周年事業など、文化、スポーツの振興についても進めてまいります。

このほか、債務負担行為29億3,881万円余の設定についてもお願いしております。

次に、条例等議案についてです。

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件について提案しております。

以上が今議会に提案しております後議議案の概要でございます。

詳細につきましては関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○竹崎和虎委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きで令和8年度当初予算等と記載してある資料を御覧ください。

教育委員会の令和8年度当初予算について、各課から主な事業を説明させていただきます。

2ページをお願いします。

2段目の事務局費の右側説明欄の1、事務局運営費等の(2)熊本県教育情報化推進事業ですが、これは、県立学校のネットワークの保守管理や次期教育情報基盤システムの構築等に要する経費でございます。

3ページをお願いします。

1段目の説明欄の(6)熊本県公立学校情報機器整備事業ですが、これは、義務教育段階の公立学校の1人1台端末更新等への補助等に要する経費でございます。

2段目の教職員人事費の右側説明欄の2の(1)教職員住宅管理費ですが、これは、教職員住宅の維持管理に要する経費でございます。

なお、事務局費の左から5列目、比較欄にありますとおり、前年度に比べ14億円余の減額となっておりますが、これは主に、義務教育段階の公立学校の1人1台端末更新等への補助等に要する経費について、更新予定市町村数の減によるものでございます。

教育政策課の説明は以上でございます。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

4ページをお願いいたします。

1段目の事務局費の右側説明欄の1の(1)教育委員会事務局職員給ですが、これは、令和8年1月1日現在の事務局職員に係る給与費から退職者分を除き、新規採用者や育児休業代替職員等に係る支給費の見込額を加えたものでございます。

なお、6ページ以降にも出てまいります職員給与費につきましても、同様ですので、説明は省略させていただきます。

1段目の事務局費の右側説明欄の2の(1)事務局職員退職手当及び2段目の教職員人件費の右側説明欄の1の(1)教職員退職手当ですが、これは、教育委員会事務局職員及び教職員の退職手当でございます。

なお、左から5列目、比較欄にありますとおり、前年度に比べて41億2,000万円余の増額となっておりますが、これは主に、教職員退職手当につきまして、定年の段階的引上げに伴う退職者数の見込み増によるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

1段目の右側説明欄の(5)教育サポート事業ですが、これは、教員が児童生徒に向き合う時間をより確保するために、教員の業務を支援するサポーター配置等に要する経費でございます。公立の小中学校及び県立学校全校に教員業務支援員を引き続き配置するほか、共同マネジメント支援員等を配置するもので

ございます。

次に、(6)就学支援金交付等事業ですが、これは、公立高校の生徒について、教育費負担の軽減を図るために行う就学支援金の支給等に係る経費でございます。

次に、5、公立学校教員採用選考審査事務費ですが、これは、公立学校の教員採用選考審査の実施に伴う事務費及び教員不足の早期解消を図るための教員魅力を発信する広報活動等に要する経費でございます。

続きまして、2段目から6ページ1段目にかけての教育センター費でございますが、これは、山鹿市にあります県立教育センターの施設設備の維持管理費及び運営並びに研修事業等に要する経費でございます。

次に、6ページ2段目及び3段目の教職員費ですが、これは、公立の小学校と中学校の教職員の給与費及び旅費でございます。

次、7ページをお願いいたします。

1段目の教育振興費の右側説明欄の1の(1)県立中学校運営費ですが、これは、県立中学校の運営費及び教職員の旅費を計上しております。

2段目の高等学校総務費の右側説明欄の2の(1)高等学校非常勤講師配置費ですが、これは、県立学校の非常勤講師の配置に要する経費でございます。

3段目の全日制高等学校管理費の右側説明欄の1、学校運営費ですが、これは、全日制高等学校の施設設備の維持管理及び運営並びに教職員の旅費でございます。

4段目の定時制高等学校管理費及び5段目の通信教育費の右側説明欄の1、学校運営費ですが、これは、いずれも定時制高等学校、通信制高等学校の運営費及び教職員の旅費でございます。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

特別支援学校費の右側説明欄の2、学校運営費ですが、これは、特別支援学校の施設設

備の維持管理及び運営、教職員の旅費並びに非常勤職員の配置に要する経費でございます。

次に、3の(1)特別支援学校就学奨励費ですが、これは、特別支援学校における児童生徒の学用品の購入等の支援に要する経費でございます。

学校人事課の説明は以上です。

○永田文化課長 文化課です。

9ページをお願いします。

文化費の右側説明欄の2、文化振興費の(1)美術館分館管理運営費ですが、これは、美術館分館の指定管理及び改修工事に要する経費でございます。

次に、3、文化財調査費の(2)埋蔵文化財発掘調査ですが、これは、中九州横断道路における国の建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の受託に要する経費でございます。

次に、4、文化財保存管理費の(1)文化財保存事業ですが、これは、国、県指定文化財の保存整備、防災対策を行う市町村等に対する助成でございます。

10ページをお願いします。

2段目の美術館費の右側説明欄2の(1)管理運営費ですが、これは、美術館本館の光熱水費や警備委託等の管理運営に要する経費でございます。

次に、4、(1)展覧会事業費ですが、これは、美術館が主催もしくは共催する展覧会の開催に要する経費でございます。

次に、5、美術館施設整備費の(1)県立美術館本館改修整備事業ですが、これは、美術館本館の施設の工事設計に要する経費でございます。

11ページをお願いします。

1段目の6、永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業ですが、これは、永青文庫所蔵美術品の展示及び展示する美術品等の調査研究に要する経費ござい

ます。

2段目の教育施設災害復旧費の右側説明欄
1、社会教育施設災害復旧費ですが、これは、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨で被災した熊本城や人吉城跡等の国、県指定文化財等の復旧に要する経費でございます。

文化課の説明は以上です。

○河野施設課長 施設課です。

12ページをお願いします。

1段目の事務局費の右側説明欄の1の(1)公立文教施設整備事業指導事務費ですが、これは、市町村立学校施設の整備に係る市町村に対する指導、調査、検査等に要する経費でございます。

2段目の全日制高等学校管理費の右側説明欄の1の(1)高等学校施設維持管理費ですが、これは、県立高校の施設整備の法定検査など維持管理に要する経費でございます。

3段目の学校建設費の右側説明欄の1、県立高等学校施設整備費の(1)校舎新・増改築事業ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築工事に要する経費でございます。

次に、(2)県立高等学校施設整備事業ですが、これは、第一高校長寿命化改修工事ほか52件及び県立学校施設長寿命化プラン改定事業に要する経費でございます。

13ページをお願いします。

1段目の特別支援学校費の右側説明欄の1の(1)特別支援学校施設維持管理費ですが、これは、県立特別支援学校施設設備の法定検査などの維持管理に要する経費でございます。

次に、(2)特別支援学校施設整備事業ですが、これは、荒尾支援学校長寿命化改修工事ほか17件に要する経費でございます。

次に、(3)特別支援教育環境整備事業ですが、これは、菊池支援学校高等部校舎増築工事ほか1件に要する経費でございます。

施設課の説明は以上です。

○横川高校教育課長 高校教育課です。

14ページをお願いします。

1段目の事務局費の右側説明欄の1、事務局運営費等の(3)県立高校あり方提言推進事業ですが、これは、県立高校の在り方に係る計画を推進するための委員会の開催等に要する経費で、一部新規事業として、地域において県立高校の在り方の方向性を協議する会議に係る経費も含まれております。

次に、(6)企業との連携による特出した高校魅力化推進事業ですが、これは、地元企業と連携した特色ある学科やコース等における専門的な学習環境の整備等に要する経費で、一部新規事業として、甲佐高校の企業連携推進事業に係る経費も含まれております。

次に、(7)くまもと新時代人材育成事業ですが、これは新規事業で、県立高校を拠点とした小中高生を対象とする半導体、DX人材育成に要する経費でございます。

内容としましては、拠点となる県立高校において、デジタル学習機器を整備し、高校生や地域の小中学生を対象に、デジタル講座や半導体講座を実施するものでございます。

次に、2段目の教育指導費の右側説明欄の1、指導行政事務費の(1)通学支援事業ですが、これは、高等学校の再編に伴い、通学支援を実施している県立高校の保護者団体への補助等に要する経費でございます。

次に、(2)高等学校等通学支援事業ですが、これは、令和2年7月豪雨により通学困難となった生徒の通学支援に要する経費でございます。

15ページをお願いします。

1段目の右側説明欄の2、学校教育指導費の(1)高校生キャリアサポート事業ですが、これは、高校生の就職支援を行うキャリアサポーターの設置に要する経費でございます。

次に、(2)県立高校半導体関連人材育成事

業ですが、これは、高校生を対象とする半導体関連産業の理解促進と人材育成の取組に要する経費でございます。

次に、(4)くまもと地域未来共創ハイスクール事業ですが、これは新規事業で、高校生が地域を支える産業を体験して知ることや探究的な学び等に要する経費でございます。

次に、(5)全国産業教育フェア熊本大会ですが、こちらも新規事業で、令和10年度に本県で開催する全国産業教育フェア熊本大会の運営準備等に要する経費でございます。

3段目の高等学校総務費の右側説明欄の1の(1)高等学校入学者選抜学力検査ですが、これは、県立高等学校の入学者選抜に要する経費で、県立高校、県立中学校へのウェブ出願システムの運用に係る経費も含まれております。

16ページをお願いします。

1段目の教育振興費の右側説明欄の4、高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業ですが、これは、経済的理由により就学困難な公立高等学校の生徒に対する教科書費等の授業料以外の教育費負担を軽減するために行う給付金の支給に要する経費でございます。

次に、5、産業教育設備費の(1)高等学校産業教育設備整備費ですが、これは、産業教育の実験実習に必要な設備整備及びパソコン整備に要する経費でございます。

なお、教育振興費が前年度より大幅な増となっておりますが、これは、先ほど説明させていただきました奨学のための給付金事業の給付対象者が、住民税非課税世帯から年収490万円程度の中所得層まで拡充されたことによるものでございます。

2段目の県立高等学校実習資金特別会計繰出金ですが、これは、県立高等学校実習資金特別会計への繰出金でございます。

飛びまして、27ページをお願いします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でござ

います。

1段目の農業高等学校費の右側説明欄の1の(2)農業高等学校費(経常)ですが、これは、農業関係高校における実習運営に要する経費でございます。

2段目の水産高等学校費の右側説明欄の1の(3)水産高等学校費(臨時)ですが、これは、水産高校における実習船点検等整備に要する経費でございます。

28ページをお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金の右側説明欄の1の(1)育英資金貸付金(大学貸与・修学貸与・緊急貸与)ですが、これは、高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費でございます。

なお、育英資金等貸付金が前年度より大幅な減となっておりますが、これは、新規採用見込み者の減少及び継続貸与者の減少によるものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○西坂特別支援教育課長 特別支援教育課です。

17ページをお願いいたします。

1段目の教育指導費の右側説明欄の1の(1)特別支援教育充実事業ですが、これは、ICT活用による学びの充実のための入出力支援装置等の整備に要する経費でございます。

次に、(3)発達障がい等支援事業ですが、これは、発達障害等のある生徒を支援する特別支援教育支援員の配置に要する経費等でございます。

次に、(4)医療的ケア児等支援事業ですが、これは、県立特別支援学校11校の児童生徒に対する医療的ケアに要する経費でございます。

次に、(6)インクルーシブ教育システム構築事業ですが、これは、インクルーシブ教育

システム構築に関する実証研究や専門家等による検討委員会の実施に要する人件費等でございます。

2段目の特別支援学校費の右側説明欄の1の(1)県立特別支援学校管理運営費ですが、これは、熊本はばたき高等支援学校、かもと稲田支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校の運営に要する経費でございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○大塚学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課です。

18ページをお願いします。

1段目の教育指導費の右側説明の欄の1、児童生徒の健全育成費の(1)いじめ防止対策推進事業ですが、これは、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態調査委員会に係る経費を含む、いじめ防止のために要する経費でございます。

次に、(2)生徒指導支援事業ですが、これは、生徒指導上の諸課題の未然防止や学校への助言等に当たる警察OBの学校支援アドバイザーや、学校だけでは解決が難しい事案について、中立的な立場から解決のための支援を行う学校問題解決のためのコーディネーターの配置に要する経費でございます。

次に、(3)不登校支援・適応指導事業ですが、これは、不登校、中途退学の未然防止、早期対応を図るための経費で、一部新規事業として、熊本県不登校児童生徒に対する経済的支援事業に係る経費等も含まれております。

次に、(5)スクールカウンセラー活用事業及び(6)スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、これは、いじめ、不登校等の児童生徒への対応のためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費でございます。

2段目の保健体育総務費の右側説明の欄の1、学校保健給食振興費の(1)日本スポーツ

振興センター事業ですが、これは、学校管理下における災害共済給付に要する経費でございます。

次に、(3)学校安全総合支援事業ですが、これは、拠点となる学校の防災教育の充実及び学校安全推進体制の構築を図るとともに、その仕組みを県内全域に広め、学校安全の推進を図るための経費でございます。

学校安全・安心推進課の説明は以上です。

○濱本体育保健課長 体育保健課です。

19ページをお願いいたします。

1段目の保健体育総務費の右側説明欄の2、学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断ですが、これは、県立学校の児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費でございます。

次に、(2)学校医・学校歯科医・薬剤師等の設置ですが、これは、県立学校の児童生徒等の健康保持増進のための学校医等の設置に要する経費でございます。

次に、(3)学校給食費負担軽減事業ですが、これは、国が示しました小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化の実施により、熊本市を含む小学校の年間給食費を国と県が2分の1ずつ負担する額を計上するもので、保健体育総務費の総額が前年度と比較して52億円を超える大幅な増額となっております。

2段目の体育振興費の右側の1、学校体育振興費の(1)部活動指導員配置事業ですが、これは、県立学校や公立中学校の運動部活動指導員の配置に要する経費を計上するものでございます。

次に、(2)中学校部活動地域展開推進事業ですが、これは、公立中学校の部活動の地域展開の推進に要する経費で、令和8年度から実施される国の補助事業の活用を希望する市町村への補助に要する経費を計上するものでございます。

次に、2、社会体育振興費の(1)国民スポーツ大会ですが、これは、国民スポーツ大会への県選手団の派遣に要する経費でございます。

次に、(2)くまもと新時代競技力向上事業ですが、これは、競技力向上の取組に対する各競技団体等への助成に要する経費を計上するものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

体育施設費の右側説明欄の1、県営体育施設管理費ですが、これは、県民総合運動公園や県立総合体育館など、県営体育施設の指定管理に要する経費を計上するものでございます。

次に、2の(1)県営体育施設整備事業ですが、これは、藤崎台県営野球場のトイレ等の改修に要する経費を計上するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○梅本義務教育課長 義務教育課です。

21ページをお願いします。

教育指導費の右側説明欄の1、指導行政事務費の(3)夜間中学管理運営費ですが、これは、令和6年4月に開校した県立ゆうあい中学校の管理運営に要する経費でございます。

次に、2、学校教育指導費の(4)日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業ですが、これは、小学5年生の水俣市訪問学習を実施する市町村への助成等でございます。

次に、(6)英語検定チャレンジ事業ですが、これは、英語検定試験にチャレンジする生徒を支援するための受験料補助でございます。

次のページをお願いします。22ページです。

右側説明欄の(9)ALT活用促進事業ですが、これは、英語教育の充実のためのALTの配置、活用に要する経費でございます。

次に、(12)くまもと新時代に向けた新たな

学びの創造事業ですが、これは、新たな学びに対応する熊本県学力・学習状況調査の実施や質の高い教育の実現に向けた特色ある実践的研究等に要する経費でございます。

次に、(13)くまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業ですが、これは、英語による発信力強化に向けた授業改善や海外研修等に要する経費でございます。

次に、(14)グローバルコンピテンシー育成事業ですが、これは新規事業で、台湾との教育交流を推進、強化し、児童生徒の国際対応能力育成を図るための教職員派遣研修に要する経費でございます。

次に、(15)部活動の地域展開・地域文化クラブ活動推進事業ですが、こちらも新規事業で、文化部活動の地域展開に向けた環境整備に取り組む市町村に対する助成でございます。

23ページをお願いします。

右側説明欄の(16)「読み解く力」で高める授業力アップデート事業ですが、こちらも新規事業で、基礎的な読む力を客観的に評価するテスト等の実施と分析、検証、指導に要する経費でございます。

次に、4、児童生徒の健全育成費の(1)学校経営等アドバイザー派遣事業ですが、こちらも新規事業で、学級経営や学力に課題を抱える学校への助言を行うアドバイザーの派遣に要する経費でございます。

義務教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

24ページをお願いします。

社会教育総務費の右側説明欄の2、地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)「親の学び」推進事業ですが、これは、保護者の相談機会の充実や系統的な学習プログラムの普及啓発等に要する経費でございます。

次に、3、社会教育諸費の(3)地域人権教育指導員設置費補助ですが、これは、地域に

において人権教育を推進する地域人権教育指導員を設置する市町村に対する助成でございます。

次に、(5)青少年教育施設管理運営費ですが、これは、県立天草青年の家など4つの青少年教育施設の指定管理に要する経費及び保全計画に基づく工事に要する経費でございます。

次に、(6)地域学校協働活動推進事業ですが、これは、地域と学校の連携、協働を推進するための取組を行う市町村に対する助成でございます。

次に、(7)県立図書館長寿命化保全計画策定事業ですが、これは新規事業で、県立図書館の長寿命化保全計画策定に要する経費でございます。

25ページをお願いします。

1段目の右側説明欄の(8)高校生等による地域のつながりづくりプロジェクト事業ですが、これは新規事業で、高校生ボランティアの放課後子ども教室など地域学校協働活動等への参加に要する経費及び市町村に対する助成でございます。

2段目の図書館費の右側説明欄の2の(1)管理運営費ですが、これは、図書館の資料購入や管理運営に要する経費でございます。

次に、3の(2)くまもと文学・歴史館の運営及び充実ですが、これは、熊本ゆかりの文学や歴史に関する資料の調査研究、展示等、くまもと文学・歴史館の運営に要する経費でございます。

次に、(4)こども本の森 熊本の運営及び充実ですが、これは、こども本の森熊本の資料の充実や施設の管理運営に要する経費でございます。

社会教育課の説明は以上です。

○角田人権同和教育課長 人権同和教育課です。

26ページをお願いします。

1段目の教育指導費の右側説明欄の1、学校教育指導費の(2)各種人権教育研修事業ですが、これは、教職員の様々な人権問題についての基本的認識を深め、指導力の向上を図るための研修に要する費用でございます。

2段目の教育振興費の右側説明欄の1の(1)高等学校等進学奨励事業ですが、これは、地域改善対策高等学校等奨学資金の返還事務に要する経費及び国庫支出金返納金でございます。

3段目の社会教育総務費の右側説明欄の1、人権教育振興費の(2)熊本県子ども人権フェスティバル事業ですが、これは、熊本県人権子ども集会の運営に要する経費でございます。

人権同和教育課の説明は以上です。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

29ページ上段をお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

県立高等学校学習用端末購入費補助ですが、これは、令和9年度に県立高等学校に入学する生徒へ学習用端末を販売する事業者に対して県が補助を行うものであり、生徒へ端末を販売する前に事業者へ令和8年度中に交付決定をする必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

教育政策課の説明は以上でございます。

○永田文化課長 文化課です。

29ページ下段をお願いします。

1段目の県立美術館分館改修事業及び2段目の県立美術館本館改修事業ですが、これは、県立美術館の分館及び本館の改修に係る工期を令和9年度まで確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

文化課の説明は以上です。

○河野施設課長 施設課です。

30ページをお願いします。

1段目の県立高等学校仮設校舎賃借ですが、これは、宇土高校及び八代高校の長寿命化改修工事による校舎整備の完了までの間、仮設校舎の賃借が必要となることから、賃借を令和12年度まで行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2段目の熊本高校整備事業及び4段目の八代農業高校泉分校整備事業ですが、これは、長寿命化改修工事に係る工期を令和9年度まで確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、3段目の熊本西高校空調・照明設備改修事業及び5段目の八代東高校衛生設備改修事業ですが、これは、各学校の改修工事に係る工期を令和9年度まで確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

31ページをお願いします。

1段目の玉名高校整備事業、2段目の玉名工業高校整備事業、5段目の盲学校整備事業及び6段目の大津支援学校整備事業ですが、これは、長寿命化改修工事に係る工期を令和9年度まで確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、3段目の鹿本高校体育館改修事業ですが、これは、改修工事に係る工期を令和9年度まで確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、4段目の県立学校施設長寿命化プラン策定業務ですが、これは、令和3年3月策定の熊本県立学校施設長寿命化プランについて中間見直しを行うもので、委託期間を令和9年度まで確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

32ページ上段をお願いします。

県立あしきた青少年の家改修事業ですが、これは、あしきた青少年の家の照明及び空調の改修に係る機能保全工事について、工期を令和10年度まで確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○横川高校教育課長 高校教育課です。

32ページ下段をお願いします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計の債務負担行為の設定でございます。

事務機器等賃借ですが、これは熊本農業高校の実習用機材のリースであり、当該リースを令和15年度まで行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

34ページをお願いいたします。

第88号議案として、熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について提案しております。

35ページの概要に沿って御説明させていただきます。

これは、学校教育法及び同法施行令の一部改正を踏まえ、熊本県教育委員会の権限に属する事務のうち、専修学校において専攻科を設置し、または廃止しようとする場合、提出される届出の受理に関する事務を熊本市が処理する事務として追加するものでございます。

なお、施行日は、令和8年4月1日でございます。

教育政策課の説明は以上でございます。

○清塘学校人事課長 学校人事課です。

36ページをお願いいたします。

第89号議案として、熊本県立高等学校の授

業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを提案しております。

37ページの概要に沿って御説明させていただきます。

これは、現在、国において高等学校等の生徒への授業料に係る支援について行うこととされている見直し等を踏まえて、関係規定の見直しを行うものです。

内容としましては、授業料納付を猶予できるようにするものでございます。

なお、施行日は、令和8年4月1日でございます。

学校人事課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

38ページをお願いします。

第90号議案として、熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

40ページの概要に沿って説明をさせていただきます。

これは、熊本県立青少年の家の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額及び料金区分を改定するものでございます。

使用料の額の改定では、物価高騰を反映させるため、消費者物価指数の変動率を考慮し、料金区分の改定では、表にありますとおり、豊野少年自然の家のプレイホール冷暖房設備利用の区分を新たに設けております。

なお、施行日は、令和9年4月1日でございます。

社会教育課の説明は以上です。

○横川高校教育課長 高校教育課です。

41ページをお願いします。

第99号議案として、権利の放棄について提案しております。

43ページの概要に沿って御説明させていただきます。

これは、育英資金貸与金債権のうち、貸与の相手方及び連帯保証人の破産等により今後回収の見込みがない6件について、地方自治法第96条の規定による権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

放棄する権利は、6件を合計して、未償還元金231万6,000円余、延滞利息66万円余、法定費用が5万2,000円余でございます。

なお、本件は、6件とも貸与の相手方と連帯保証人に電話や文書催告等により貸与金の回収努力を行ってまいりましたが、破産法等による免責許可決定が確定したことから、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○竹崎和虎委員長 次に、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

佐藤本部長。

○佐藤本部長 おはようございます。

提出議案の説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

竹崎委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間、警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援、御協力をいただいたところでありまして、この場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。

引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております議案につきまして、概要を御説明いたします。

まず、議案第46号、令和8年度熊本県一般会計予算については、県の基本方針を踏まえつつ、喫緊の治安課題への対応に必要な事業への重点化を図り、警察費及び災害復旧費で463億1,153万円余をお願いしております。

特に、令和8年度は、刑事手続IT化等のデジタル化施策への的確な対応による警察業務の高度化や匿名・流動型犯罪グループによる犯罪やサイバー犯罪をはじめとした各種犯罪への取組を進めてまいります。

また、議案第91号、熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、熊本県警察職員の定数を改めるものであります。

次に、議案第92号、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、警察職員の特殊勤務手当の額の見直し等を行うものであります。

次に、議案第93号、熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、熊本県運転免許センターの運転免許試験コース使用料の見直しを行うものであります。

このほか、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいております熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹崎和虎委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○石阪会計課長 会計課でございます。

議案第46号、令和8年度熊本県一般会計予算について御説明いたします。

お手元の警察本部の説明資料を御覧ください。

1ページをお願いいたします。

まず、上段の公安委員会費で1,215万8,000円を計上しておりますが、これは、公安委員の報酬や活動、旅費等の運営費でございます。

次に、下段に警察本部費で365億6,017万円

を計上しておりますが、資料右側の説明欄の主な項目について御説明いたします。

1の職員給与費313億8,601万8,000円は、職員の給料や諸手当で、2の退職手当15億9,454万9,000円は、定年や勸奨等退職者に対し支給する経費でございます。

次に、3の警察一般管理費29億2,380万3,000円について、(1)は、刑事手続IT化等の警察行政におけるデジタル化を推進するための経費でございます。

(2)から(4)までは、職員の赴任旅費や警察官の制服費、会計年度任用職員等に要する経費でございます。

2ページをお願いいたします。

(5)から(7)までは、訴訟対応や警察本部の運営、庁舎光熱水費等に要する経費、(8)から(11)までは、職員の福利厚生、警察情報ネットワークの管理運営、県警音楽隊等の各種広報活動、行政文書の管理等に要する経費でございます。

次に、4の児童手当6億5,580万円は、警察職員の子に対する支給見込額でございます。

次に、下段の装備費で5億2,720万4,000円を計上しておりますが、これは、装備資機材の整備や車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理に要する経費でございます。

3ページをお願いいたします。

上段の警察施設費で27億6,581万2,000円を計上しておりますが、これは、警察施設の整備や維持管理に必要な経費でございます。

説明欄1の警察施設維持費15億9,768万4,000円は、警察本部庁舎や警察署等警察施設の修繕、整備等の保守点検に要する経費でございます。

2の警察施設整備費では、11億6,812万8,000円を計上しております。

(1)の多良木警察署整備事業は、警察署庁舎建て替えのための新築工事等に要する経費で、令和9年度末の完成を目指して整備を行

うものでございます。

(2)は、熊本中央警察署花畑交番の現地建て替えに係る建設、解体等に要する経費で、(3)から(5)までは、交番、駐在所の整備や運転免許センターの設備更新、その他警察施設の整備、改修等に要する経費でございます。

次に、中段の運転免許費で9億357万3,000円を計上しております。

これは、自動車運転免許費の(1)から(2)までに記載のとおり、運転免許センターにおける免許試験業務に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費で882万円を計上しておりますが、これは、恩給法に基づき支給する扶助料でございます。

4ページをお願いいたします。

警察活動費で55億1,968万3,000円を計上しております。

説明欄1の一般警察運営費として9億3,378万7,000円をお願いしており、(1)から(4)までは、犯罪被害者等を支援するための経費、被留置者の食糧費等留置施設の運用に要する経費、犯罪捜査等警察活動に必要な旅費や警察車両等の整備に要する経費、柔道・剣道訓練等職員の能力向上に要する経費でございます。

次に、2の総合治安対策費で1億7,118万6,000円をお願いしております。

(1)は、電話で「お金」詐欺などの被害の根絶に向けたワルモン対策隊等の詐欺被害防止活動に要する経費でございます。

(2)は、外国人犯罪の取締りや来日外国人の安全対策のため、部外通訳要員や多言語コールセンターの活用等に要する経費でございます。

(3)は、子供や高齢者を対象とした防犯、交通安全に関する声かけ、訪問活動を行う見守り・訪問隊に要する経費でございます。

(4)は、大規模災害や各種テロ等、緊急事態の発生に備えた装備資機材の整備等に要する経費でございます。

5ページをお願いいたします。

3の生活安全警察運営費として1億8,639万6,000円をお願いしております。

(1)は、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けた捜査員の能力向上、捜査資機材の整備等に要する経費でございます。

(2)は、ストーカー行為やDV等の被害者の安全確保に要する経費で、緊急通報装置を増大し、被害者の保護に迅速に対処することとしています。

(3)から(5)までは、大津、菊陽地区の通学路等への見守りカメラの整備や防犯ボランティア団体等の活動支援、生活安全警察に係る許可等事務、産業廃棄物の不法投棄等の環境事犯対策に要する経費でございます。

次に、4の地域警察運営費として3億5,945万2,000円をお願いしておりますが、

(1)と(2)は、駐在所協力家族への報償費や山岳救助装備資機材の整備等に要する経費、通信指令システムのリース等、110番センターの運用に要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

5の刑事警察運営費として5億4,561万5,000円をお願いしております。

(1)から(4)までは、重要凶悪事件等の捜査活動や暴力団等組織犯罪の壊滅に向けた検挙活動等に要する経費、取調べや犯罪捜査の適正化対策等に要する経費、犯罪鑑識に必要な資機材等の整備や維持管理に要する経費、科学捜査研究所の鑑定資機材の維持管理に要する経費でございます。

次に、6の交通警察運営費として11億432万円をお願いしております。

(1)と(2)は、交通事故防止対策や交通指導取締り等に要する経費、信号機の電気料や回線使用料、安全運転管理者講習や交通関係許可等事務に要する経費でございます。

次に、7の交通安全施設費で22億1,892万7,000円をお願いしております。安全で円滑な交通環境を確立するため、道路の新設等に

必要な信号機の設置、改良、道路標識の更新や道路標示の補修、老朽化した信号柱の更新等の整備を進めることとしております。

以上、警察費として、前年度比12億5,542万円の増額となり、合計462億9,742万円をお願いしております。

引き続き、7ページをお願いいたします。

災害復旧費でございます。

警察施設災害復旧費で1,411万2,000円をお願いしております。

これは、令和7年8月豪雨で被災した警察車両3台の更新に要する経費でございます。

ここまでの歳出予算に係る説明でございます。警察費と災害復旧費を合わせますと、警察本部の歳出予算総額は、前年度比11億9,795万8,000円の増額となり、463億1,153万2,000円となります。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

警察関係業務として、18億4,729万9,000円をお願いしております。これは、多良木警察署新築工事について、令和9年度末までの工期で契約する必要があることから設定をお願いするものでございます。

予算関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水島警務課長 警務課です。

第91号議案、熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料は、9ページから11ページまでになります。

10ページ、条例案の概要を御覧ください。

今回の改正は、警察官7人を増員するため、この条例において定められている警察官の定数を3,114人から3,121人に改めるものでございます。

階級別の定数につきましては、御覧いただいている資料、条例案の概要の項目3、(1)

の表でお示ししているとおり、巡査部長を含めた警部補の階級枠が5人増え、1,814から1,819人、巡査の階級枠が2人増え、949から951となります。

施行日につきましては、令和8年4月1日となっております。

続きまして、第92号議案、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料は、13ページから15ページまでになります。

14ページ、条例案の概要を御覧ください。

本件につきましては、警察職員の特殊勤務手当について、夜間特殊業務作業に係る手当の額を、当該作業に係る勤務1回当たりの夜間の勤務時間に応じた額に改定するもの及び日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集作業に従事したときに手当を支給するため、海外犯罪情報収集作業に係る手当を新設するものでございます。

夜間特殊勤務作業及び海外犯罪情報収集作業、いずれの手当につきましても、国及び他県との均衡を踏まえて改正等を行うものです。

施行日につきましては、令和8年4月1日となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○東田運転免許センター長 運転免許センターです。

議案第93号、熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

概要は、18ページに記載しております。

今回の改正は、熊本県運転免許センター運転免許試験コースの施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、第2条第1項に規定する使用料の額を、使用時間50分

までごとに1,350円のところ、使用時間50分までごとに1,500円に改定するものであります。

条例の施行日につきましては、令和8年4月1日からとしており、その日以降の使用に係る使用料について適用することとしております。

説明は以上でございます。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後警察本部に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

12ページ以降、施設課さんにちょっとお尋ねをしたいと思います。

4月から授業料が私立、公立、基本的に一緒になって、さらに私立と公立との差別化といいますか、特に公立高校はこれから物すごく大変な時代になるのかなと思っています。

施設課さんの説明で、維持管理、長寿命化、様々ありましたけれども、今までもちょっとお尋ねをしたんですけれども、例えば県立学校のトイレの洋式化率、たしか6割ぐらいみたいなお話は聞いていたと思うんですけれども、そういうのは、さらに予算がついているものなのか、今まで以降なのかというのをちょっとお尋ねしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○河野施設課長 施設課でございます。

今お尋ねありました、まずはトイレ等の改修につきましては、おっしゃるとおり、60%程度といいますか、そういった形で、さっき言いました、基本的には普通教室棟のほうのトイレにつきましては、整備のほうが完了したという形になっております。ほかの特別教室棟とかそういったものについては、順次整備を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

普通教室はもうほぼ終わっているということで、よくある学校のPTAの関係者から、まだまだ洋式化が進んでいませんという話もあります。学校ごとでも差もあるんじゃないかと思いますので、一つの私立高校との差別化という意味では、非常にそこは県立高校としては不利な部分じゃないかと思うので、しっかりそこは、議題にのせるべき予算確保のときは注視をしていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○河野施設課長 今御指摘のとおり、そういった状況というのは、非常に我々のほうも強く認識しながら工事のほうを進めております。

そのため、トイレにつきましても、おっしゃったように、普通教室に加え、特別教室、併せて管理棟のほうですね。これは教職員の方々も使えるとか、外来の方も使われますので、そういったのも含めて整備のほうをより促進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前田憲秀議員 よろしく願いいたします。

もう1点、いいでしょうか。

○竹崎和虎委員長 どうぞ。

○前田憲秀委員 18ページ以降、学校安全・安心推進課で、いじめ防止についてちょっとお尋ねをしたいんですが、私も報道で、報告もいただいています、ここ数日、いじめの案件が何件か御報告をいただいています、このいじめの問題というのは、DXだとか、これからまたAI、ますます、何ていうのかな、対面で今まで分かっていたことが、どこで起こっているか分からない、非常に複雑化になってくるんじゃないかと心配をしております。

この18ページにも、いじめ防止対策推進事業ということで、以前もお話したようなスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の経費も出ていますけれども、いじめの、昨今の特徴というか、それに向けての対策というのを、まずは現時点で簡単に何か御報告いただけないでしょうか。

○大塚学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。ありがとうございます。

先日から、重大事態の報道等でも御報告もさせていただいたところでございます。

昨今の事案としましては、SNSを介したものが多というふうに報道でも出ていますところでございますが、そういったところも踏まえて、先日、通知文を全ての学校に対して出させていただきました。

それと、あと併せて動画のその中に盛り込みましたのは、いじめは決して許されるものではないということで、動画を文科省のほうで作ってありますので、そういった動画を視聴して、学校のほうで子供たちに研修、また、保護者にも啓発をするというところで、そういったところを通知文、及び文科大臣の

メッセージも先日出ましたので、そういったところも含めて出しているところでございます。

なお、やはりこのSNSの問題は、かなり今後も広がっていく可能性がありますので、今年度だけでなく、引き続き啓発活動及び情報モラル教育も推進していこうと思っているところでございます。

以上になります。

○前田憲秀委員 課長、ありがとうございます。

いじめの問題に関しては、私も、個別にこれまでも様々受けました。先ほどのように、文科省発信のいろんな対策があるとお聞きしましたが、まずは、どうなんでしょうか、学校の責任者、校長先生なり担任の先生が、定期的にやっぱり節目あるごとにいじめというのはとっても卑劣な行為なんだということを言い続けることも大事じゃないかなと思います。

卒業した後に、あの何とか先生はとにかくいじめのことだけは厳しかったなというぐらい、やはり本当このいじめという問題は、なくなることがあれなんですけれども、なくならないような気がします。

先ほど家庭でもということであったんですけども、やっぱり教育、育てる側が——スマホが発展して、もう何をやっているか分からないという話も聞きます。それが全部学校側に負担になるというのも私はどうなのかとも思いますし、教える側でやることは、やっぱり常にやらないといけないんじゃないかなと。

熊本市は、たしか小中学校の校長先生が、入学式のときに、挨拶、祝辞の中で、必ずいじめのことを一言取り入れるという、たしかそういうことを議会の提案でやっているかとも思いますので、何かそういったことをぜひ取り組んでいただきたいというふうに思ってい

ます。

いじめの問題では、重岡総括審議員とずっと課長時代からもやり取りをしてきたので、今日、最後でもありますので、重岡審議員にいじめ対策もしっかりと何か訴えていただけないでしょうか。

○重岡県立学校教育局長 委員御指摘のいじめの未然防止に関しましては、県立校長のほうも、6月が心のきずなを深める月間ということで、県立学校全て、6月は校長が全校生徒にいじめ防止に向けての講話を行うようにしております。もう既にその取組も続けてきているところです。

委員御指摘のとおり、やはりSNS等で見えない形でいろんなトラブルやいじめが進行する状況がございますので、本年度予算の中に、1人1台端末を使って早い段階から生徒たち、特に県立学校の子供たちには、心のセルフケア、健康チェックということで、学校は楽しいですかとか、そういういじめを直接ストレートに聞くアンケートではなく、子供たちのふだんの学校生活のストレス度合いをはかる調査も、本年度県立学校で導入する予定にしております。

学校においても、校長のリーダーシップの下、やはりいじめは決して許されない、そして何かあったら学校の先生に相談できるという体制をさらに充実させて、本県からいじめの発生件数を少しでも減らし、未然防止、重篤化の防止に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

我々も、しっかり情報共有をしながら、もう早期解決、なければないにこしたことはないので、そういう連携もしっかり深めていきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○横川高校教育課長 高校教育課です。

今の件につきまして、1点補足でございますが、熊本市内の小中学校の事例が出されましたけれども、熊本県立学校の入学式においても、令和8年度からは、このいじめを許さないというようなメッセージを校長式辞の中で伝えていくというような方向で、今準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○緒方勇二委員 質疑に入る前に、そのいじめのことなんですけれども、私の身内に、小中学校を通じてずっといじめられ続け、もう50近くですけれども、いまだ家から一步も出られません。家族で支え、どれほど支えても、よくぞ命を絶たんかったなという状態です。しかし、一筋の光明だけはあって、何とか、何とか自分の趣味の範囲だけはひきこもり状態から出るようにはなりましたが、本当に精神を破壊されますね。そういうことがないように、やっぱり根絶に向けてあらゆる手段を講じてください。

質問は27ページなんですけれども、これは、農業高校と水産高校等の実習、これは特会ですね。で、これは比較のところ言えば、1,300万とか、水産高校のほうは逆に減っているとかということですが、これは、いろいろと実習でできた商品とかそういうことだろうと思うんですけれども、どれほどの商品群があって、企業と連携とかあるいはNEXC Oと連携していろいろ商品を高速道路でも販売してくれている、やってくれていると思うんですね。

これは、ふるさと納税の返礼品になっている部分って何品ぐらいありますか。そして、

この伸び率、非常にありがたい取組だなと思っていますね。基金にも積み立てられているし、どういう状況にあるのかということをもまず教えていただけますか。

○横川高校教育課長 高校教育課でございます。

専門高校の実習につきましては、御指摘のとおり、様々な企業とも連携しながら商品化して販売をするような機会を、各地域においてあるいは県内各地において設けております。

そうやって得た益をまたこの特別会計として年間回していくというような形を取っておりますけれども、一方で、ふるさと納税につきましては、各自治体と各学校とがそれぞれ連携しながら取り組んでおる学校もございますが、その全体は、今手持ち、集約しているデータはございませんけれども、学校と自治体がタッグを組んで取り組んでおるところがあると。例えば、小国高校とか、探究活動の一環としてそういった取組をやっているところはございます。

以上でございます。

○緒方勇二委員 ありがとうございます。

過去に一般質問で、ぜひ実習品を返礼品にというような質問をさせていただきました。企業と連携、地域と連携、各自治体と連携して返礼品を開発しようじゃないか、こういう動きが見えてきているんだろうというふうに思います。

その中で、逆に、24ページですか、地域学校協働活動推進、これはいろんな活動ができて、これは6,600万とか上げていますけれども、まさにふるさと納税の返礼品の開発等もこれに入ってくるのでしょうか。そういうことのお手伝いをしたい地域の方々にはたくさんおられると思うんですが、その辺も視野に入っていますでしょうか。

○福永社会教育課長 社会教育課でございます。

今御指摘いただきました地域学校協働活動推進事業でございますが、これは主に市町村、小中学校での活動になりまして、地域の事業活動推進員、地域の方ですけれども、そういった方々が、地域と学校をつないで、いろんな応援であったり、また地域貢献の事業を行うというところでございまして、直接商品開発とかにつながるものではないかもしれないんですけれども、小中学生のいろいろ、地域課題の解決であるとか、そういった部分を、将来の人材育成も含めてやっているところでございますので、将来的なつながりには可能性としてはあっているのじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 農業関係、水産関係もそうですけれども、地域課題を解決する中で、地域探求を進めていく中で、そこから商品群が生まれてくるとなありがたいですね。

今日はいみじくも県南フードバレーのことで八代に行きますけれども、やっぱりいろんな地域資源が、高校生、まあ焼酎、こんなことができたかなとか思う商品開発につながって、地場初の商品が出来上がればありがたいなというふうに思っていますので、その辺ぜひ取組を進めていただければと思います。

それから、すみません、もう1つ聞かせてください。

15ページに、キャリアサポート事業とかいろいろありますけれども、これは、インターンシップ事業ってこの中に入っているんですかね。

○福永社会教育課長 いわゆる企業と学校をつなぐという意味で、また、キャリア教育という視点で、インターンシップも入っており

ます。

○緒方勇二委員 そういう意味ですね。

ひとつこれはお願いなんですけれども、企業からよく言われるのが、学校の先生からお願いされて預かる、しかしながら、もう就職は決まっているんですよと、こういう事例が非常に多い。

我がふるさとで育った子供たちですから、しっかりと職業観の醸成も教え込み、仕事の厳しさ、面白さ等を伝え、君の先行きのためにしっかり受け入れますよ、こういう企業の社長さん方が多いと思うんですよ。

できれば1年生のときとか、まだ就職先も決まってない、そういう段階でぜひ受け入れられるような、そんなインターンシップ事業ならいいんだけどというような声をいただくんですけれども、そういうことはないですか。

○福永社会教育課長 3年生の夏以降には、いわゆる就職活動を高校生始めますので、基本的にはインターンシップは1年次、また2年次までに実施はしておりますので、どこまでその思い、生徒の思いといいますか、が表明されているかにもよると思いますけれども、学校としまして、その生徒たちの職業選択の自由を担保しながら、地域あるいは県内の就職率の向上といったところは、しっかり意識して取り組んでまいりたいと思います。

○緒方勇二委員 もう最後のお願いですけれども、要は、就職希望で中京地区に行くとか、関東方面に行きますという意向なんですよ。ほぼほぼこの子は中京地区のどこどこに行くような感じですみたいなことで、それでも受けてくださいと。だから、先ほど冒頭申し上げたような企業の社長様は、そういう心持ちで受け入れられるものですからね。で、

それがいつか心変わりしたりして帰ってきてくてもいいんですよ、ぜひ、君が帰ったときには、弊社の門をたたいてねというような言い方をされると思うんですよ。

まあ、そういうことにつながるインターンシップ事業、そして地場発のブライト企業とか、そういうことにも気づいてもらうような、そんなよすがになればなと思いますので、その辺の取り計らいも大いに進めていただきますようお願い申し上げます。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 3点ありますけれども、1点ずついいですか。

10ページの美術館費のところですが、展覧会の事業ということで、越猪教育長のお話にもありましたとおり、今年、県立美術館開館50周年事業ということで、美術館の皆さん方も一生懸命準備をされていると思います。

これって、今年の予算で実行する分と——今年50周年やるので、まあ私も定期的に美術館行くんですけれども、去年から準備してきている分があるじゃないですか。で、その予算的には、ここで見るときには、この中は、今年度実施するものの予算、例えばですね、何を言いたいかという、来年、再来年は西南の役から150年という大きな節目で、そういうものの取組なんかというのはどこの予算に入ってくるというふうに理解していいのか、何か教えてください。

○永田文化課長 文化課です。

一応、昨年度、令和7年度50周年記念事業ということで、「花とゆめ展」というのを実施されました。本年度の予算では、一応特別展としまして「わたしたちのルノワール」という展覧会と、あと熊本地震から10年ということで、「仏像 国宝×肥後仏」この2つの

予算が計上されているところです。

○溝口幸治委員 美術館なんか見ていると、やっぱり2年後とか3年後の準備もやるじゃないですか。そういう予算というのは、何かこの調査活動費とかの中に入っているというふうに理解していいんですか。

○永田文化課長 一応いろんな調査活動しますので、その中で次年度何をするかというのは検討していくということになっております。

○溝口幸治委員 はい、分かりました。

これは、ちょっと要望というか、答えられたら答えてほしいんですけども、西南の役から150年ということで、鹿児島なんかはもう準備を始めているように聞きます、我々のネットワークでいくと。本県も、非常に大事な取組になるんじゃないかなと思います。

先般、県立図書館が、神風連の変の何か事件簿ということで展示をされて、私もあれは見に行って、熊本の藩政文書の中で、例えば、その当時の警察組織ができていくとき、あの中であっても、きちっとした、誰がどういうふうに事前にそういう変が起きるというのを察知して、当日どういう行動を警察がしたというのもその藩政文書の中に残っているんですよ。非常に貴重な藩政文書だというふうに感じています。

そういう面からいくと、西南の役の頃のその警察の動きだとかというのも含めて、かなりの史料があるのではないかというふうに察します。

これは、図書館だと社会教育課の管轄になるかもしれませんが、ぜひ連携していただいていい展示になるように、西南の役といったら、何か全部鹿児島に持っていかれるような気もせんでもないんですけども、やっぱり熊本県の中でも拠点はあるし、これはまさに

連携して、宮崎も含めて、きちっと取り組むことが大事だと思いますし、南九州観光議連の中でもそういう話も出ていましたので、この一時的な、基礎的な資料というのは、やっぱり教育委員会のここから出していかないと、観光だけの話になるとちょっと弱いかもしれないけれども、うちはやっぱりこの藩政文書の中できちっといろいろなものが出てくると思うので、そういうのにしっかり対応してほしいと思いますけれども、連携してですね、図書館と文化課と。

○永田文化課長 もうおっしゃるとおり、私もあの展示会見に行きまして、非常に感銘を受けたところなんですけれども、やっぱり戦争以降の価値基準が、まだ近・現代なので、あんまり決まってないというところもちょっとありまして、ただ、やっぱり田原坂があるような熊本市とは連携しながら、来年度取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

○溝口幸治委員 ちょうどその警察が近代化していく中で、誰がどういう動きをして、どこから情報を取ったというのが、名前も出てくるんですよ。もしかしたら皆さんも行かれたかもしれませんが、ぜひ、何か警察の視察というか、勉強会も、図書館に言うとも多分出してくれると思うんですよ、そういう文書。非常に勉強になりましたので、ぜひ連携して取り組んでいただきたいと思います。

すみません、22ページ、これは新規事業で、グローバルコンピテンシー育成事業ということで、要は職員を派遣するという事業です。

委員長の御提案で、我々も、越猪教育長をはじめ高校教育課の課長さんたちと一緒に台湾に行って、非常にいい視察ができたと思います。あれをきっかけにこういうのも出てくるんだろうと思いますが、今年度は教職員を

派遣するというのはこれで分かりますが、この後の展開ですね。

例えば、もう既に台湾と交流を始めている小学校、中学校とか、あるいは私の地元の球磨工業高校は、教育の予算じゃなくて、官公庁の予算でちょっと絡んで行ったりとかというところは、いつでも生徒を行かせたいという、もうスタートラインに立っているところはあります。

ただし、やっぱり相談があるのは、いや、生徒の旅費って何か熊本県補助ありませんかね、小学校、中学校やりたいんだけど、今の世の中の御時世からいってもなかなか旅費が厳しいので、そういう補助とかありませんかねという問合せが結構来ているんですよ。

なので、今年、教員の先生たちに行ってもらうというのは分かりますけれども、この後どういう展開をお考えになっているのか、来年度以降も、じゃあまた20人教員だけ行くのかということも含めて、ちょっと今後の展開も含めて教えていただきたいと思います。

○梅本義務教育課長 義務教育課でございます。

今後の展開につきましては、まずは来年度派遣をしていきますが、継続的に職員を派遣するというところで今考えているところです。

溝口先生からありました生徒の交流という、派遣というところにつきましては、予算的なことはなかなか、まあ補助というのは難しいという、検討はしてないところなんですけれども、まずは先生たちに行っていて、国際対応能力というんですか、異文化理解能力をしっかりと先生方に理解していただいて、それを、戻っていただいて、その学校とかあるいはその市町村でその価値を広めていただく、その中で、市町村ごとに交流が促進できるように、まずはリモートとかそういう

ところで活発化していったって、その次には児童生徒が行けるような体制をつくれるようにというふうに考えているところです。

以上です。

○溝口幸治委員 しっかり予算を取りましょう。先生たちが行く予算は、継続的に取れるんだというふうに今理解をしました。

ただ、何ていうかな、大きな意味で熊本県の子供たちの人材育成という観点からいくと、別に教育委員会の義務教育課の事業ではなくて、熊本県とのこれからの台湾との関わり方とか、T S M Cをはじめいろいろな交流がありますので、そういう意味からは、もっとでかい、何かこう財政課と協議ができるのではないかと思いますので、そこはしっかり作戦立ててですね、何か毎年先生たちが行くのも大事だけれども、やっぱりそこに子供たちが一緒に行けるということが大事だと思います。

知事部局では、グローバル何とかといって台湾に送る事業もありますよね。ああいうのも何かうまく活用して、ちょっと予算を取ってください。

すみません。最後、社会教育課。

課長には、本当に頑張っていただいていると思います。課長、多分最後ですよ。

先般の本会議場での質問のやり取りも聞かせていただいて、もうちょっと新しいものが出てこないのかという亀田先生の御意見もありました。

私なりにずっと考えてみたときに、子供会活動あるいはP T A活動、そういうところに、まあ子供会活動ですね、特に。補助しますというのはやっけていただいているんだけど、もうちょっと積極的にできないかというのを感じています。

というのが、よく最近、さっきもS N Sの話が出ましたが、あれでいじめにつながると。S N Sを規制すべきじゃないかとい

う一定の世論が沸き上がっているのは、もう皆さん方御承知のとおりだと思います。

しかし、じゃあどっかの海外みたいに規制をするかといったら、いやいや、なかなか規制までは難しいよねというのが私の今実感なんです。

そういうときに、その規制論を話すんじゃないくて、もっと子供たちに自然体験だとか地域の人との交わりだとか、学年を超えた交流、こういうことをやっていただく機会を増やしていく、そのことによって、SNSだけにのめり込むんじゃないくて、そういうものが人生にとっては非常に大事だということを植え付けていく、そういう意味では社会教育課の役割というのが大きくなっていったほしいなというふうに感じています。

今は、お金だけあげて——お金だけあげてという言い方は失礼ですけども、そういう支援をしている形ですが、もっと社会教育課が義務教育課や、ほかのところと連携しながら、その子供たちの自然体験だとか地域の人たちとの交わりをやっていく、保護者の力ももっと大いに引き出すというか、お借りする、地域の力もお借りする、引き出していく、コミュニティーを醸成していくという取組が、まさに教育委員会全体として必要になってくるのではないかとこのように感じています。

そういう意味で、しっかり社会教育課で、子供会に補助するだけじゃなくて、今年はもっと横断的に、親の学びもやるし、いろんな事業ありますけれども、もっと横断的に取り組んでほしいと思います。

1つは、今、先生たちの働き方改革で、PTA活動とかも日中できるだけやってくださいとか、いろんなことが、部活もなくなっていくというときに、これは数年後にひょっとしたら何か先生と生徒たちの距離感が出てくるのではないかとこの心配も一部あるんです。

というのが、部活のときの先生のリラックスした姿を見て、相談ができたりとか、何か近寄れたりとか、先生も、何か学校の授業じゃなくて、優しい言葉をかけたりとかあるいは厳しく指導したりというのはあったんだろうと思うんですけども、そういう時間がやっぱりどんどんなくなってくると、まさに子供を本当に地域と保護者と一緒になって守っていかないと、ちょっと厳しくなるんじゃないかと思っています。

そういうのも含めて、義務教育課と社会教育課と、まあほかの課も連携してやっていただきたいと思いますけれども、課長はもうずっとやられてきたので、ここがもうちょっと足りないかもしれないなというのものもあるかもしれませんので、それも含めてお答えをいただければと思います。

○福永社会教育課長 社会教育課でございます。いつもありがとうございます。

家庭教育支援条例の中の前文という、私は大事にしているんですけども、家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点であるという前文がございます。ここは、やはり、前田先生の話にもありましたけれども、いろんな問題という部分が、出発点というのは家庭にあるんだろうというふうに常々考えております。

そういったところで、やはり家庭、地域、学校、行政、そして子供たちも含めた、よく5者連携という言葉がありますけれども、こういったそれぞれのよさであったり、課題という部分を、しっかり社会教育という場で前に進めていくということが大事じゃないかなというふうに思っております。

そういった意味で、今年度、新規事業で高校生のプロジェクトという部分をつくっているんですけども、この部分というのは、どちらかというとこれまで小中学校が中心であった我々の取組のフィールドという部分を、

高校にもつなげていこうというところで、小中学校でつくった人材という部分が高校生になっていますので、そういった高校生がぜひ地域に関わっていってもらって、将来担い手になってもらえるようなものじゃないかというふうに新規事業を期待しているものもございます。

こういった形で、ぜひ、我々もしっかり、一歩ですね、亀田先生の先ほどのお話にも、もう一歩じゃないかという話もありましたけれども、しっかりその課題を認識して、しっかり各連携が取れるように、我々も一歩進めていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○溝口幸治委員 子供会の方々とかPTAの方々とか、私も現役なのでよく知っていますが、本当にやっぱり一生懸命子供のために頑張っていらっしゃるんですね。

そういう人たちが、金銭的にはきっちり補助をやっているんだけど、いま一つ何か行政からの支援がとおっしゃったとおり、やっぱり行政と一緒に何かやっていくというのが大事だと思います。

ぜひ、社会教育課だけでなく、横串を刺していただいて、総合力でそういうものを見せる1年にしてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部に係る質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 引き続きの説明、ありがとうございました。

まず最初に、4月から7名の定員増ということで御報告もいただきましたけれども、非

常にいいことだと思います。ただ、熊本県警察としては、まだまだ増員の余地もあるのではないかと思うので、しっかりこの予算の要求はしていただきたいというのと、我々も、しっかりそこはお願いをしていきたいというふうに思っております。

質問ですけれども、恐らく4ページの総合治安対策費に入るのかとも思うんですが、私も報道でしか今分り得ないんですけれども、高校生、薬物の低年齢化が非常に今ニュースを見て気になるところでございます。

60数年生きた私でも、その薬物云々なんていうのは全く縁——まあ当然なんですけれども、10代が薬物に接する機会があるというのは、先ほどからのSNS、様々あるのかもしれないので、熊本県のその現状、そして全国的にどういった傾向なのかというのを、可能な範囲で教えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松見生活安全部長 一応少年の薬物乱用防止対策ということでお答えいたしますと、令和7年中におきましては、覚せい剤取締法違反で6名、前年比でプラス4名と麻薬取締法違反で17名、前年同期比プラス16人を検挙したような状況であります。

薬物の乱用は、少年の心身に与える有害性が極めて強いことから、警察のほうでは、配給源に対する取締り、薬物乱用少年の早期発見、補導、学校等との連携による薬物乱用防止教室の開催、家庭及び地域に対する広報啓発活動の強化などの対策を今推進しているというところでございます。

○前田憲秀委員 今のは熊本県の数字……。

○松見生活安全部長 そうですね。はい。

○前田憲秀委員 全国的にもやっぱり同じ傾

向なのか。それと、接するというか、それに縁をする何か、今現代の特徴的なものがあるのかというのはどうなのでしょう。

○松見生活安全部長 全国的にも大体同様の傾向かと思います。

少年犯罪全体としては、平成15年から、今の発生件数というのは大体2分の1程度になっておりまして、だんだん少なくなっていて、コロナ明けからだんだん少年の犯罪検挙の件数が増えてきているということで、薬物等に関しても、大体同様の傾向かなというふうに思っています。

特に、以前はシンナーとか、こういうやつが多かったので、非常に薬物のゲートになるものも多かったんですね。現在、こういう現状になっています。

○前田憲秀委員 我々の若い頃といいますか、そういうときは、やっぱり、何ていいますか、普通の生活からちょっと外れて、そういう類いの人たちと接する機会がある環境の中でそういうのに縁するみたいなイメージはあるんですけども、今、高校生とかいう報道なんですけれども、そこら辺は今の時代の傾向的なものか何かあるのでしょうか。

○松見生活安全部長 やはりSNSがすごく普及していますので、そういう関係もありますし、以前からあるような地元の先輩、後輩、そういうことの関係からというところもあるかと思います。

○前田憲秀委員 分かりました。

報道を見るからに、覚醒剤が10代なんていう衝撃的なニュースなんですけれども、今おっしゃったように、対策も含めて、学校現場ともしっかり連携も必要なのかなというふうに思っていますので、しっかりそこには対策にウエートを置いて、もう取り返しのつかない

ようなことにもなるのではと思っていますので、ぜひ取組強化をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

○緒方勇二委員 4ページの総合治安対策費のことをお尋ねしたいんですが、お金で「詐欺」の被害防止のための防犯アプリの開発であるとかコールセンターの設置、それからワルモンの対策隊ですか。今、現状が、どういう被害額であるとか、件数であるとか、特徴的なことであるとか、まず大前提としてそれを教えていただけませんか。

○福岡生活安全企画課長 生活安全企画課です。

今緒方委員から御質問がありました電話で「お金」詐欺の被害の現状なんですけれども、昨年1年間で219件発生いたしまして、これについては、前年比で106件のプラスと。さらに、被害額については、昨年約11億円。これについては、前年比約6億5,000万円の増加というふうに、非常に厳しい状況にあります。

被害に遭われている方は、必ずしも高齢者の方とは限らず、20から30代の若い世代も27%ほどの被害がっております。

手口別では、電話で「お金」詐欺、いろんな手口があるんですけども、オレオレ詐欺が一番多くなっておりまして、約58%。そのうち警察官がたりがやはり一番多くなっております。そういう現状でございます。

○緒方勇二委員 ぜひこれはお願いなんですけれども、私、ワルモンのジャンパーを購入させていただいて、ゴルフをするときも、量販店に行くときも、コンビニに行くときも、孫と散歩をするときも着て回っているんですね。それは必ず見られていますから、よく声をかけられます。お年召した方たちの会合にも行くんですけども、まあロマンス詐欺に

はもう関係ない方々ばかりですよねと言うと、いや、分からぬばい、私たちは小金を持っているからって、こういう話なんですね。実際、認知件数も増えているだろうし、特徴的なのが20代から30代がこんなに増えてきた。

で、警察官をかたる、これが増えてきた。警察から電話といたら、もう電話を受けた瞬間からそっちに気持ちが入ってしまって、多分被害につながっているのが実態だろうと思うんですね。

ぜひワルモン隊の、これはどれぐらいの、これは全体での金目でしょうから分かりませんけれども、対策隊の内容充実を図っていたいて、上にあります犯罪被害者あるいは交通事故に遭われた御家族とか、グッズとかジャンパーとか作られて、ありとあらゆる普及啓発に些少なりと支援できるような仕組みづくりであるとか、何かこういう幅広に考えてあるんですかね、このワルモン対策隊というのは。この活動の裾野をどう広げていかれるつもりなんですかね。

○福岡生活安全企画課長 このワルモン対策隊につきましては、一応4名の警察官OB、いろいろ知識がある警察官の、まあ退職したような方なんですけれども、その方たちに、その時々的情勢あたりを常に把握していただいて、各種の防犯講話に行ったりとか、個別に高齢者施設とかそういったところに出向いて被害の状況を訴えると。その際に、一緒にワルモン、着ぐるみも同行して、実効ある取組に努めたいというふうに関心を持って考えております。

○緒方勇二委員 このワルモンジャンパーは、私、2枚購入しました。娘にやりまして、娘は保育士ですから、保育園で保育士が着ていますよ。そうしたら、必ず保護者も見ると、子供たちもワルモンが大好きで——大好

きと言ったらいけないのかもしれないけれども、だけど、私、くまモンを超える可能性があると思うんですね。それぐらい危機感を持って啓発をやったりやるべきだろうと思います。

ぜひ頑張って、交通事故に遭われた被害者であるとか、こういう犯罪被害者、もっと支援の手を差し伸べないかぬ、そういう人に、些少なりと物品でも届くようなですね。益を得たならば、グッズ売っていいと思うんですよ。売って、それからの利益をそういうところに、痛みの最小化のために回していただけるような仕組みづくりもやって、警察官というものがすごく身近に感じて、警察からだと電話かかれば、本当そこにもう気持ちは入ってしまいますもんね。そういう未然防止につながるような啓発活動になるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○星野愛斗委員 前田委員のちょっと関連なんですけれども、先ほど覚醒剤とか麻薬の取締りの話が合ったかと思うんですけれども、がつつり麻薬とかではなくて、ちょっと前に話題になって、今ちょっと分からないんですけども、いわゆる合法ドラッグというか、危険ドラッグと言われるような法をかいぐるようなやつ、恐らくよく考えられるのが、麻薬がだめなら、じゃあもうちょっと成分変えたもの、違法じゃないものみたいな、そういうものも取締りの対象になっているのか、そういうものはそういう認知件数に入っているのか、その辺の現状とか考え方をちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。今、取締りの件数に入っているのか、取り締まられているのかとかですね。

○松見生活安全部長 先ほどのやつは、法律に指定されている薬物についての違反件数ということでございますので、いわゆる今言われた脱法ドラッグみたいなやつは、件数には入っていないような形になろうかと思えます。それが指定された薬物であれば、当然入ってきます。

○星野愛斗委員 じゃあ、それは、そういう件数に入っていない、取り締まってないということなんですか。

○松見生活安全部長 当然、取り締まれるものであれば取り締まっています。対象でないものについては、なかなか難しいかなと思いますけれども、当然、成人の方であるとか、今少年のお話もさっきありましたけれども、少年であれば、本人の意思で例えば、それを防げさせるとかってこともできるのかなと思いますけど、補導ということ。

○星野愛斗委員 私——私は使っていないんですけど、以前新宿をふらふら歩いていたときに、割とフランクにそういうちょっと成分が変わったようなものというのは割と近くにあって、ああ、危ないなと思ったものなんです。

当然、危険ドラッグと違って名前変わりましたが、多分ちょっと成分が違っただけでやっぱり一歩間違えたらという、危険性は恐らく変わらないものなんだろうと思います。法律が追いついてない部分もあるかと思いますが、やっぱり麻薬、覚醒剤、もちろんそうなんですけど、またそういう危険ドラッグについても、いま一度そういう、そっちも同様に危ないんだということを言っていただくと、こういう取締りの件数に表れない部分で、やはりいま一度そっちも危ないんだということ

を伝えていただけると、やっぱり好奇心でやってしまう方もいるかと思うので、そちらもぜひ覚醒剤、麻薬等と同様に危険性を周知していただけたらと思います。要望です。

○松見生活安全部長 そういう脱法のドラッグとか、いろいろな市販で売られている薬で、依存性が高いとか、同様の効果が何か得られるような薬もあるかと思いますが、そういうものについても、学校なんかで、いわゆる少年等に対するいろいろな教室を開いて、薬物乱用防止であるとか、そういうところに、そういう脱法ドラッグのことも当然入りますし、以前委員のほうからあった闇バイト、ああいうやつも当然指導しますし、できるだけその機会にできる限りの指導はやっていっておりますので、これも継続してやっていこうと思っております。

以上です。

○星野愛斗委員 ありがとうございます。

先ほどのそういう摘発の件数に入らないからこそしっかりとやっていただけたらと思います。ありがとうございます。

○溝口幸治委員 星野先生がおっしゃっている意味は私もよく分かりますけれども、恐らく法を犯した者は警察がということになるんでしょうが、それだけグレーゾーンというか、非常にそういうものは、先ほどから出ている家庭教育あるいは発達段階に応じたそれぞれの部署での教育というところが必要になってくると思うので、今星野先生がおっしゃったやつは、県警と教育委員会としっかりそこは役割分担をして対応していただければ、星野先生がおっしゃっているのもうまくいくのかなと思いますので、それは要望でいいですので、ぜひよろしくお願いします。

○緒方勇二委員 オーバードーズの話ですね。これは、犯罪でもないし、違法薬物でもないんですけれども、キャベジンを大量に摂取してというようなオーバードーズの問題が学校で大変な問題なんですね。

教育長は、今日御挨拶の中で、教諭が盗撮容疑で逮捕された、これは極めて深刻に受け止めていますということでしたけれども、私の身近な子供が、すごく先生を慕っていて、もう本当に剣道をやっていて、そうしたらその先生が辞めざるを得なくなった。盗撮絡みの事案ですよ、で、辞めたがゆえにその女の子はオーバードーズになってしまったんですね。そして自殺未遂なんです。

本当にそういうこともあるので、グレーなやつは薬物なのかどうか、市販の胃腸薬ですからね。そういうことにつながってしまうので、その後に違法な薬物に手を染めるかも分からないしですね。もう本当に、一教諭が辞めざるを得なかったことを契機にそうってしまったことが非常に残念なんですね。

そういうこともありますので、深刻に受け止めておられますけれども、オーバードーズに関しては、やっぱり学校の現場で、まあ私たちも一生懸命、家庭の中にあっても、そういうことが大量摂取にならないような教育もしていかないかぬなと思いますので、その辺のことも併せてお願いいたします。

○佐藤警察本部長 星野委員に対する質問への補足でございまして、いわゆる危険ドラッグ、脱法ドラッグ自体は、なかなか取締り、直接的にはできないにしても、えてしてそういうものを販売している人たちって、しっかり内偵していると、意外と實際上規制されているような薬物もこっそり売ってたりもしますので、そういった観点で我々しっかりと内偵捜査をして、そういった事実を特定できれば検挙すると、そういったことも進めていきたいというふうに思っております。

また、あわせて、やはり溝口先生がおっしゃるとおり、青少年教育というのは根本的には非常に大事だと思っていますので、教育当局の皆さんと協力しながらしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第46号、第50号、第54号、第88号から第93号まで及び第99号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第46号外9件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号外9件は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他報告に入ります。

執行部から、報告の申出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○馬場生活環境課長 生活環境課でございます。

後議・その他報告関係の1ページを御覧ください。

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律において、行政手続法における不利益処分に係る聴聞の通知の公示送達を実施する際の手続のデジタル化に関する改正がなされたことから、地方公共団体の措置について規定する行政手続法第46条の趣旨にのっとり、法改正と同趣旨の条例改正を行うとともに、条例中の文言等の整理を行うものでございます。

手続については、図解資料を追加しておりますので、御確認ください。

この条例改正により、第15条に第4項が新設されることから、本条例第15条を引用しております熊本県風俗案内業の規制に関する条例においても、今回新設された第4項を追加する整理を本条例の附則により行います。

施行日については、令和8年5月21日から施行することとしています。

本条例制定の議案については、総務部人事課から提案され、総務常任委員会を経て議決予定であります。

以上、報告です。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

11月定例会の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和7年度教育警察常任委員会における取組の成果について、お

手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から施策の推進に向けて提起された様々な課題や要望の中から、執行部の取組が具体的に進んでいる主な項目を取り上げ、この3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等については、御一任いただきましたので、坂梨副委員長及び執行部と協議しまして、当委員会として8項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、現在執行部で検討を続けられておられますが、ここに上げた項目は、具体的な取組が進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして何か御意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、掲載までに簡易な文言の修正、時点修正等があった場合は、委員長に一任いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第8回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時49分閉会

――○――

○竹崎和虎委員長 本年3月末をもって役職定年される方が本日9名出席されておられます。9名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、お一人ずつ、一言ずつでも結構ですので、御挨拶いただければと思います。

まずは、教育委員会から順にお願いしたいと思います。

（文化課長、刑事部長～会計課長の順に挨拶）

○竹崎和虎委員長 9名の方、御挨拶をいただき、ありがとうございました。

長い間県政に携わっていただき、本当に御苦労さまでした。今後とも、県勢発展のために、変わらぬお力添えをいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、本年度最後の委員会でございしますので、私のほうから一言御挨拶をさせていただきます。

この1年間、委員長を務めさせていただきましたが、まず、坂梨副委員長をはじめとする委員の皆様方、そして越猪教育長さん、そして佐藤警察本部長さんをはじめとする執行部の皆様方には、委員会での熱心な審議、そしてまた御答弁等をいただき、ありがとうございました。

私の徳のなさから、管内視察は1度延期になり、そして、延期して予定したやつも中止になってしまいました。また、管外視察も、ちょうど台風でしたかね、来まして、一部の予定が変更となってしまったものの、円滑な委員会運営ができたのも、皆様の御協力の下であったと思っております。今後とも、皆様方とともに、県勢発展のために努めてまいろうと思っております。

最後になりますが、委員並びに執行部の皆様方の今後ますますの御活躍、御健勝を祈念申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

本当、1年間ありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

坂梨副委員長からも、御挨拶をお願いします。

○坂梨剛昭副委員長 1年間、大変お世話になりました。

また、先ほど御挨拶された9名の役職定年の方、本当にお疲れさまでございました。

この1年、竹崎委員長の下、委員会運営に努めてまいりました。委員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻をいただき、大変ありがとうございます。また、執行部の皆様におかれましては、真摯に対応していただき、ありがとうございます。

教育という子供たちの未来と警察という県民の安全ということで、とても大事な委員会だなというふうに思います。こういった各施策が推進し、熊本の未来が明るくなることを心から願っております。

1年間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○竹崎和虎委員長 これをもちまして終了いたします。

ありがとうございました。

午前11時59分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長